公　　告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和８年１１月１１日

大分県知事　　佐　藤　樹　一　郎

１　　一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量　県税ネットワークスキャナー
(2) 納　入　期　限　令和９年１月３１日（日）
(3) 納　入　場　所　別府県税事務所、大分県税事務所、自動車税管理室、佐伯納税事務所、豊後大野納税事務所、日田県税事務所、中津県税事務所（７箇所）

(4) 契　約　期　間　令和９年２月１日から令和１４年１月３１日までの長期継続契約とする。
(5) 予　定　価　格　月額　105,710 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

２　契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県総務部税務課税務電算班
〒870-8501　大分市大手町３丁目１番１号
電話　097-506-2392　FAX　097-506-1719
メールアドレス　a11500@pref.oita.lg.jp

３ 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システムに令和８年１２月１５日（火）まで入札説明書等を掲載することにより契約条項を示す。

４　大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

５　競争入札に参加する者に必要な資格

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
（２）大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
（３）納入しようとする物品の機能等証明書（別添様式）を令和８年１１月２４日（火）１７時００分までに大分県総務部税務課税務電算班に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。
（４）この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
（５）この調達に係る仕様書に基づき、電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
（６）この公告の日から下記８ に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
（８）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
（９）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者
エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6　電子入札システム及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

⑴　使用言語　日　本　語
⑵　通　　貨　日本国通貨

7　電子入札システムの入力期間

⑴　入札参加申請期限
公告の日から令和８年１１月３０日（月）１２時００分
⑵　入札金額の入力期限
令和８年１２月１日（火）１３時００分から令和８年１２月１４日（月）１７時００分

8　電子入札システムによる開札予定日時

令和８年１２月１５日（火）１０時００分

9　再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の８第４項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時を別途通知する。

１０　入札保証金に関する事項

見積金額の１００分の５以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

１１　契約保証金に関する事項

落札者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額に１２を乗じた金額の１００分の１０以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

（１）保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
（２）過去２年間に国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

１２　入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

１３　最低制限価格に関する事項

本入札には、最低制限価格は設定しない。

１４　落札者の決定方法

（１）有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
（２）落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
（３）再入札は２回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、手続きを改めることとする。

１５　特記事項

当該契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合には、当該契約は解除できるものとする。

１６ 契約書の作成

落札者決定通知の日から７日以内に、県が作成する様式による賃貸借契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ上記１１に掲げる契約保証金若しくは上記１１の（1）又は（2）に掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。

１７　その他

その他の詳細は、入札説明書による。